

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳 情 6 年 地 域 第 7 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6 年 - 7 (R 6 . 4 . 4)	地 域	「防衛装備移転三原則」の運用指針改定に反対する意見書の提出について	
▶陳情事項 国に対し、「防衛装備移転三原則」の運用指針改定に反対する意見書を提出すること。			

▶陳情理由

政府は令和 6 年 3 月 26 日、英国・イタリアと共同開発する次期戦闘機について、日本から第三国への輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定し、閣議決定した。高い殺傷能力を持つ戦闘機の輸出解禁は、日本の安全保障政策を大きく変質・転換させるものであり、憲法第 9 条が定める「平和主義」を蹂躪し空文化させるものであり、断じて容認できない。

この輸出は、国際紛争を助長し、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」する、日本の方針・憲法第 9 条の規定に反するものである。ここで問題は、この改定は、国会の関与がないままに、政府・与党の協議のみで決めたという点である。

運用指針は、無制限な輸出拡大を防ぐ歯止め策として

- (1) 輸出対象を次期戦闘機に限定
 - (2) 輸出先は、国連憲章の目的に適合する使用を義務付けた協定の締結相手に限る
 - (3) 現に戦闘が行われている国を除外
- と定めている。

しかし、対象となる武器は、恣意的な閣議決定で今後増える余地を残す。協定締結国は現在、米英伊など 15 カ国だが、締結国は増えうる。また、いまのロシアとウクライナの戦闘でも明らかなように、実際に戦争になれば、武器は国連憲章の目的に使用されとは限らず、ジュネーブ条約をはじめ、戦時人道法などは、それが守られるとは保証されない。輸出時点で戦闘が起きていなくても、その後に紛争当事国となって輸出した戦闘機が使われる恐れもある。

戦闘機の輸出に際しては、個別の案件ごとに閣議決定することも定めた。ただ、輸出に議会へ報告や承認が必要な米国と比べ、規程が緩い。このたびの武器輸出方針の転換は、集団的自衛権行使容認の安保法制や敵基地攻撃能力保有に続き、「戦争する国づくり」、「戦争に巻き込まれや

すい日本づくり」を進めるもので、断じて容認できない。

ついては、これを撤回するよう、地方自治法第 99 条の規定により、国に対し、意見書の提出を賜りたく陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

○国の動き

- ・平成26年4月1日 平成25年12月17日に閣議決定された「国家安全保障戦略について」に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、新たな安全保障環境に適合するよう、「防衛装備移転三原則」の閣議決定及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の策定
- ・令和5年12月22日 令和4年12月16日に閣議決定された新たな「国家安全保障戦略について」を踏まえ、「防衛装備移転三原則」の一部改正の閣議決定及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の改正
- ・令和6年3月26日 「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について」の閣議決定及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の改正

※参考：防衛装備移転三原則

- 1 移転を禁止する場合の明確化（紛争当事国等への防衛装備の海外移転などの禁止）
- 2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開（防衛装備の海外移転は平和貢献・国際協力や日本の同盟国等などに限定）
- 3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保（目的外使用及び第三国への移転については日本の事前同意の義務付け）